

品川区マンション相談事業運営要綱

制定	平成18年2月24日	区長決定要綱第15号
改正	平成21年3月27日	要綱第115号
改正	平成24年3月22日	要綱第83号
改正	平成27年4月1日	要綱第146号
改正	平成28年4月1日	要綱第94号
改正	平成29年4月1日	要綱第56号
改正	令和6年4月1日	要綱第23号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区都市環境部住宅課（以下「住宅課」という。）の行うマンションに関する相談（以下「相談」という。）の処理に必要な事項を定めることにより、業務の適切かつ効率的な運営を図り、もって相談の実効を上げることが目的とする。

(内容)

第2条 相談の内容はマンションの維持管理、建替・修繕等に関するものとする。

(相談日および時間)

第3条 相談日および時間は、次の各号に掲げる相談内容に応じ、当該各号に定める日時とする。ただし、品川区の休日を定める条例（平成元年品川区条例第2号）第1条第1項第2号および第3号に規定する休日を除く。

- (1) 維持管理等に関する相談 毎月第2・第4水曜日の午後1時から4時まで
- (2) 建替・修繕等に関する相談 毎月第3火曜日の午後1時から4時まで

(相談回数)

第4条 相談を利用することができる回数は、前条各号の区分ごとに、1人につき同一年度内で3回までとする。

(場所)

第5条 相談を行う場所は、住宅課長が指定する場所とする。

(相談料)

第6条 相談料は、無料とする。

(相談員の設置)

第7条 相談業務の円滑な運営を図るため、相談員を置く。

(任用と委嘱)

第8条 相談員は、弁護士、社団法人東京都建築士事務所協会品川支部に所属する一級建築士および品川マンション管理士会に所属するマンション管理士の中から、相談業務に熱意があり、専門分野における知識、経験を有する者を、各団体の推薦を受けて区長が委嘱する。

(責務)

第9条 相談員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 相談に当たっては、誠実、公正に対処し、相談者の信用を失うような行為をしないこと。
- (2) 相談上知り得た情報を他に漏らさないこと（その職を退いた後もまた同様とする。）。

(任期)

第10条 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(解 任)

第11条 区長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

(1) 第9条に規定する相談員の責務を遵守しなかったとき。

(2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、またはこれに堪えられないと認めるとき。

(委 任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則 (平成18年2月24日要綱第15号)

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する

品川区マンション相談事業運営要領

平成18年2月27日 部長決定

平成20年3月25日 改正

平成29年4月 1日 改正

令和 6年4月 1日 改正

(趣 旨)

第1条 この要領は、品川区マンション相談事業運営要綱（平成18年2月24日
区長決定。以下「運営要綱」という。）第12条に基づき、相談事業に関して必要
な事務手続について定める。

(相談員数)

第2条 1日の相談における担当人数は1名とする。

(受 付)

第3条 受付は予約制とする。

(報 償)

第4条 相談員の1人1回あたりの報償金額は、次のとおりとする。

- (1) 弁護士 21,000円
- (2) 一級建築士 18,000円
- (3) マンション管理士 12,000円

付 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する